

東京都観光バス駐車場整備事業補助金交付要綱

29 都 市 基 交 第 932 号
平成 30 年 3 月 30 日

(目的)

第1条 この要綱は、観光バス駐車場の不足により円滑な道路交通の確保に著しい支障が生じている区域において、地方公共団体が作成する観光バス受入計画に基づき観光バス駐車場を整備することにより、利用者の利便性及び快適性の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 「観光バス駐車場整備事業」とは、観光地及びその周辺区域において、地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者を含めた地域の関係者が、利用者の視点から、当該区域の将来像実現のため、観光バス駐車場の施設整備をこの要綱に定めるところにより行われるものをいう。
- 二 「観光バス受入計画」とは、地方公共団体が観光バスの路上駐停車により生じている交通渋滞の状況等を把握した上で、これに対する対策方針のほか、整備する駐車場の位置、規模、予算、計画期間などを戦略的に進めるために策定した計画をいう。
- 三 「整備地区」とは、次に掲げる条件に該当する地区のことをいう。
 - (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（同条第2項第2号に規定する居住誘導区域及び同条同項第3号に規定する都市機能誘導区域を定めたものに限る。）を策定している区域
 - (2) 都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）第14条第11項に規定する認定を受けた交通結節機能高度化計画において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第2号の区域
 - (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第2号の区域
 - (4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域に定められる又は定められることが確実と見込まれる区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設を含む。）
 - (5) 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略（以下「戦略」という。）を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、観光バス駐車場の不足により円滑な道路交通の確保に著しい支障が生じている整備地区において、国の都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱により補助を受ける事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

なお、観光バスの路上駐車等により、ピーク時間運行本数が片道1時間当たり3本以上である公共交通の円滑な運行の確保に支障となっているものに限る。

- 一 国の都市・地域交通戦略推進事業制度要綱第4条に定める整備計画の作成に関する事業のうち、観光バス駐車場整備に資する事業
- 二 地方公共団体等が作成する観光バス受入計画に基づく観光バス駐車場（駐車台数が5台以上（当該計画において複数箇所で一体の駐車施設を形成している場合は、合計で5台以上）の駐車施設）の整備事業（全体事業費1億円以上のものに限る。）

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、区市町村及び協議会のほか、前条第2号に掲げる事業にあつては独立行政法人都市再生機構を含むものとする。

なお、協議会とは、次のいずれかの法律に基づく協議会に限る。

- 一 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）
- 二 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）
- 三 都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）
- 四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- 五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- 六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に掲げた事業のうち、次の各号に要する経費から、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分を控除した額とする。

- 一 国の都市・地域交通戦略推進事業制度要綱第4条に定める整備計画の作成に関する現地調査、基本構想の立案、土地利用及び都市施設等についての総合的な計画立案、整備手法の調査、駐車場整備に係る計画の策定、駐車場有効利用促進計画の策定並びに整備計画策定の一環として行う交通・情報実験（整備を行う観光バス駐車場の位置、規模等を検討するものに限る。）に要する費用
- 二 地方公共団体等が作成する観光バス受入計画に基づき観光バス駐車場（駐車台数が5台以上（当該計画において複数箇所で一体の駐車施設を形成している場合は、合計で5台以上）の駐車施設）を整備する場合における当該整備に要する費用のうち、次に掲げる費用
 - （1）設計費
 - a 基本設計費
観光バス駐車場の基本設計に要する費用
 - b 実施設計費
観光バス駐車場の実施設計に要する費用
 - （2）施設整備費
観光バス駐車場の工事に要する費用

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、予算の定める範囲内とし、かつ、補助対象経費の実績額に3分の1を乗じて得た額以内とする。

なお、補助金として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、別記第

1号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めるときは、補助金の交付決定をし、別記第2号様式による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 知事は、前条による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第10条 補助申請者は、この補助金の交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助事業の計画変更の申請)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更決定及び通知)

第12条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めるときは、速やかに、別記第4号様式の補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 この補助金の交付決定後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに別記第5号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(事故報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第6号様式による補助事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、速やかに別記第7号様式による実績報告書に关系書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告するものとする。なお、第14条の規定

により廃止の承認を受けたときも同様とする。

（補助事業の遂行命令等）

- 第17条 補助事業者は知事が、補助事業者からの報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認め、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じたときは、その命令に従わなければならない。
- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命じることができる。
- 3 前条の規定は、第1項の命令により補助事業者等が必要な処置をした場合について準用する。

（補助金の額の確定）

- 第18条 知事は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行う。その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、別記第8号様式により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第19条 補助事業者は、前条による確定通知書を受けた後、別記第9号様式による請求書により請求するものとする。

（決定の取消し）

- 第20条 知事は、この補助金の交付決定後、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当した場合は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- 一 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 二 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 三 補助事業を第13条以外の理由で中止し、又は廃止したとき。
 - 四 その他、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に基づく命令又は知事の指示に反したとき。

（補助金の返還）

- 第21条 補助事業者は、第13条又は第20条によりこの補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、知事が定めた期限までに返還しなければならない。

（違約加算金）

- 第22条 補助事業者は、第20条によりこの補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の端数は切り捨てる。）を納付しなければならない。

（延滞金）

- 第23条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに

返還しなかったときは、納期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の端数は切り捨てる。）を知事に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して処分（使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ、別記第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（帳簿の保管義務）

第25条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了後5年間保存するものとする。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。